

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

4月22日 訴状送達

12月23日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)で審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした後、中野区長が本件審査請求書の中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が本件審査請求に係る裁決(以下「本件裁決」という。)をしたところ、審査請求の手續等に違法があり、国民の知る権利の侵害を受けた原告の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被告に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の内容

被告は、原告に対し、160万円を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 原告宛ての中野区文化財保護審議会は非公開であり傍聴できない旨の回答メール(以下「本件回答メール」という。)は、中野区教育委員会の権限に属する事務を補助執行する者によって送信されたもので、中野区長の補助機関の職員によって送信されたものではなく、また、これにより直接国民の権利義務を形成したりその範囲を確定したものであることはできず、処分には当たらない。

イ 本件回答メールに係る本件審査請求は、中野区教育委員会に対してすべきも

のであって、審査請求をすべき行政庁に当たらない中野区長に対してされたことから、本来、不適法で却下を免れないものであった。

ウ 中野区長は、審理員を指名して本件審査請求の審理を開始したところ、審査庁違いが判明したが、原告が本件審査請求書の中野区教育委員会に提出し直すなどの不便が生ずることを考慮し、中野区長が本件審査請求書の中野区教育委員会に送付する取扱いをしたものであり、こうした事実を照らせば、中野区長が本件審査請求を長期間にわたって放置したなどとは言い難いものである。

エ 本件審査請求は中野区長宛てにされたが、審査庁となるべき中野区教育委員会に中野区長が本件審査請求書を送付した取扱いが違法とは言えず、本件審査請求は中野区教育委員会に対してされたとみるべきであって、中野区教育委員会が本件審査請求の裁決権がないのに裁決をしたということとはできない。

オ 以上によれば、原告の損害賠償請求は、理由がない。